

復興庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成 29 年 3 月 22 日
復興 庁

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、復興庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、復興本庁（茨城事務所を含む）及び各復興局（支所及び帰還環境整備センターを含む）の事務及び事業を対象とする。

2. 対象期間等

本計画は、2016 年度から 2020 年度までの期間を対象とする。ただし、対象期間中、政府実行計画の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、復興庁の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2020 年度までに 10%削減することを目標とする。

この目標は、復興庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

ただし、復興庁は東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること等を任務として設置された時限付きの行政組織であることを十分に配慮し、当該目標に向けた取組を実施することとする。

4. 個別対策に関する目標

1 次世代自動車の割合

公用車については、代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等）がない場合を除き、2020年度の目標として、2割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

2 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努める。

3 LED照明の割合

LED照明のストックの割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努める。

4 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

5 エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までにおおむね10%以上削減することに向けて努める。

6 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

7 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに10%以上削減することに向けて努める。

5. 措置の内容

1 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

断熱性能向上のため、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、遮光

フィルムやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

(2) 冷暖房の適正な温度管理

ア 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

イ サーバー室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げるなどの適正な運用に努める。

2 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 次世代自動車等の導入促進

公用車について、次の措置を講じる。

① 更新時に当たっては、代替可能な次世代自動車がない場合を除き、原則として次世代自動車又はそれに準じた自動車を導入する。

なお、買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する、アイドリングストップ車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進める。

② リース車を利用するに当たっては、使用条件等が合致する次世代自動車がない場合を除き、原則として次世代自動車を選択する。

(2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

① 公用車の利用に当たっては、次世代自動車等温室効果ガスの排出量がより少ない車の優先的利用を図る。

② 公用車の走行距離、燃料使用量等を把握し、効果的な利用を図る。

③ 待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。

④ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機を積極的に活用する。

⑤ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

⑥ カーエアコンは、適度な温度に設定する等の燃費を節約する運用に努める。

⑦ 用途に応じ、ガソリンを満タンにしない等の効率的利用を図る。

⑧ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

⑨ 公用車の利用に当たっては、運行ロスを避けるよう運行ルートを確認する。

⑩ 本庁において、毎月第一月曜日は、警備上又は業務上支障のある場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

- ⑪ タクシー券の適切な管理の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑫ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

(3) 自転車の活用

本庁における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として自転車の積極的な活用を推進する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合に係る2020年度の目標達成に向けて、既存照明の更新時には、次の措置を講じる。

- ① 設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- ② LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。

イ 省エネルギー型のOA機器等の導入等

現に使用しているコピー複合機等のOA機器等の買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減するため、次の措置を講じる。

- ① 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ② 身の回りの書類は可能な限り電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスマート化を図る。
- ③ 会議用資料の電子媒体での提供に取り組み、配布資料の削減を図る。
- ④ 電子決裁の推進を図る。
- ⑤ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、組織単位で把握管理し、削減を図る。
- ⑥ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ⑦ 各種報告書類の部数については、必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ⑧ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。また、内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特

段支障のない限り極力両面コピーとする。

- ⑨ 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）及び使用済み封筒については、再使用の徹底を図る。
- ⑩ 可能な限り、使用済み用紙の裏紙使用を図る。

（6）再生紙などの再生品の活用

再生紙の使用等について、次の措置を講じる。

- ① コピー用紙、けい紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

（7）HFC等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

HFC等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等について、次の措置を講じる。

- ① 庁舎等の空調機器及び公用車のカーエアコン等の購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品等地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

（8）その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

国等による環境物品等の調達に関する法律第7条第1項の規定に基づき、復興庁が毎年度定めている方針を遵守する。

イ 製品等の長期使用等

- ① 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ② 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。
- ③ 詰め替え可能な文具等を使用する。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

（1）エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、次の措置を講じる。

- ① O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理、発熱の大きいO A機器類の配置の工夫等によるエネルギー使用量抑制対策を講じる。
- ② 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など冷暖房効果が上がる方策を徹底する。
- ④ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑤ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑥ 昼休み等直時間パソコンを使用しない場合の電源オフ又はふた閉じを徹底する。

イ 庁舎における節水等の推進

公用車の洗車について、回数の節減等極力節水に努める。

(2)ごみの分別

- ア 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- イ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ウ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して裏紙使用・分別回収する。

(3)廃棄物の減量

- ア 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- イ 紙の使用量の抑制を図る。
- ウ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用を積極的に推進する。

4 ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1)ワークライフバランスの配慮

「復興庁特定事業主行動計画～女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画～」(平成28年3月30日内閣総理大臣決定)に基づく超過勤務の縮減、休暇の取得促進等の取組を着実に推進する。

(2)職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ア パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている

地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

イ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の励行

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

(4) その他

昼休みの一斉消灯等別添1の「庁CO₂行動ルール」を実施する。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、別添2のとおり「復興庁地球温暖化対策実施計画タスクフォースにおいて実施するものとする。

本計画の点検結果については、復興庁地球温暖化対策実施計画タスクフォースにおいて、毎年成果をとりまとめた上で、ホームページの掲載等適切な方法により公表する。

7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

別紙のとおり。

福島復興局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2020年度目標	
				(13年度比)
公用車燃料	kg - CO2	62,208.71	55,987.84	0.90
施設のエネルギー使用	kg - CO2	74,829.39	67,346.45	0.90
電気	kg - CO2	64,239.72	57,815.75	0.90
(電気使用量)	kWh	107,066.20	96,359.58	0.90
(電気の排出係数)	kg - CO2/kWh	0.60	0.60	固定
電気以外の燃料使用	kg - CO2	10,589.67	9,530.70	0.90
その他	kg - CO2	—	—	—
合計		137,038.11	123,334.29	0.90

○ 主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 次世代自動車等の導入
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○ 福島復興局の推進体制

- ① 復興庁における温室効果ガス削減対策の推進責任者は、本庁参事官(原子力災害復興班環境担当)とする。
なお、本庁参事官(総括班担当)及び本庁参事官(予算・会計班担当)は、これに協力する。
- ② 福島復興局における温室効果ガス削減対策の実施責任者は、福島復興局参事官(庶務・会計を担当する班)とし、同対策の徹底を図るため、福島復興局次長は本庁で設置される復興庁地球温暖化対策タスクフォースに参画し、福島復興局にフィードバックする。
- ③ 福島復興局参事官(庶務・会計を担当する班)は、適宜、当該局の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込を把握する。
- ④ 福島復興局参事官(庶務・会計を担当する班)は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じた温室効果ガス削減対策の実施を指示する。

【復興庁全体】

復興庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2020年度目標	
				(13年度比)
公用車燃料	kg - CO2	187,380.70	168,642.63	0.90
施設のエネルギー使用	kg - CO2	231,922.01	208,729.81	0.90
電気	kg - CO2	212,850.16	191,565.15	0.90
(電気使用量)	kWh	419,342.84	377,408.56	0.90
(電気の排出係数)	kg - CO2/kWh	0.51	0.51	固定
電気以外の燃料使用	kg - CO2	19,071.85	17,164.66	0.90
その他	kg - CO2	—	—	—
合計		419,302.71	377,372.44	0.90

	(単位)	2013年度	2020年度目標	
				(13年度比)
公用車に占める次世代自動車の割合	%	13.79	20.00	1.45
公用車の燃料使用量	GJ	2,662.14	2,395.93	0.90
LED照明の割合	%	0.63	50.00	79.37
廃棄物量	t	30.00	27.00	0.90
用紙の使用量	t	55,767.39	50,190.65	0.90
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	335.00	301.50	0.90
単位面積当たりの電気使用量	kWh/m2	60.21	54.19	0.90
単位面積当たりの上水使用量	m3/m2	0.88	0.80	0.90

【復興本庁】

復興庁温室効果ガス削減計画

		2013年度	2020年度目標		
			(13年度比)		
		(単位)			
公用車燃料		kg - CO2	24,265.30	21,838.77	0.90
施設のエネルギー使用		kg - CO2	106,105.63	95,495.07	0.90
	電気	kg - CO2	100,935.71	90,842.14	0.90
	【本庁】	kWh	221,814.00	199,632.60	0.90
	(電気使用量) 【茨城事務所】	kWh	11,004.77	9,904.29	0.90
	【本庁】	kg - CO2/kWh	0.43	0.43	固定
	(電気の排出係数) 【茨城事務所】	kg - CO2/kWh	0.53	0.53	固定
	電気以外の燃料使用	kg - CO2	5,169.92	4,652.93	0.90
その他		kg - CO2	—	—	—
合 計			130,370.93	117,333.84	0.90

○ 主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 次世代自動車等の導入
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

【岩手復興局】

岩手復興局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2020年度目標	
				(13年度比)
公用車燃料	kg - CO2	56,990.76	51,291.68	0.90
施設のエネルギー使用	kg - CO2	22,320.00	20,088.00	0.90
電気	kg - CO2	19,730.92	17,757.83	0.90
(電気使用量)	kWh	32,884.87	29,596.38	0.90
(電気の排出係数)	kg - CO2/kWh	0.60	0.60	固定
電気以外の燃料使用	kg - CO2	2,589.07	2,330.16	0.90
その他	kg - CO2	—	—	—
合計		79,310.76	71,379.68	0.90

○ 主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 次世代自動車等の導入
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○ 岩手復興局の推進体制

- ① 復興庁における温室効果ガス削減対策の推進責任者は、本庁参事官(原子力災害復興班環境担当)とする。
なお、本庁参事官(総括班担当)及び本庁参事官(予算・会計班担当)は、これに協力する。
- ② 岩手復興局における温室効果ガス削減対策の実施責任者は、岩手復興局参事官(庶務・会計を担当する班)とし、同対策の徹底を図るため、岩手復興局次長は本庁で設置される復興庁地球温暖化対策タスクフォースに参画し、岩手復興局にフィードバックする。
- ③ 岩手復興局参事官(庶務・会計を担当する班)は、適宜、当該局の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込を把握する。
- ④ 岩手復興局参事官(庶務・会計を担当する班)は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じた温室効果ガス削減対策の実施を指示する。

【宮城復興局】

宮城復興局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2020年度目標	
				(13年度比)
公用車燃料	kg - CO2	43,915.93	39,524.33	0.90
施設のエネルギー使用	kg - CO2	28,666.98	25,800.28	0.90
電気	kg - CO2	27,943.80	25,149.42	0.90
(電気使用量)	kWh	46,573.00	41,915.70	0.90
(電気の排出係数)	kg - CO2/kWh	0.60	0.60	固定
電気以外の燃料使用	kg - CO2	723.18	650.86	0.90
その他	kg - CO2	—	—	—
合計		72,582.91	65,324.62	0.90

○ 主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 次世代自動車等の導入
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○ 宮城復興局の推進体制

- ① 復興庁における温室効果ガス削減対策の推進責任者は、本庁参事官(原子力災害復興班環境担当)とする。
なお、本庁参事官(総括班担当)及び本庁参事官(予算・会計班担当)は、これに協力する。
- ② 宮城復興局における温室効果ガス削減対策の実施責任者は、宮城復興局参事官(庶務・会計を担当する班)とし、同対策の徹底を図るため、宮城復興局次長は本庁で設置される復興庁地球温暖化対策タスクフォースに参画し、宮城復興局にフィードバックする。
- ③ 宮城復興局参事官(庶務・会計を担当する班)は、適宜、当該局の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込を把握する。
- ④ 宮城復興局参事官(庶務・会計を担当する班)は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じた温室効果ガス削減対策の実施を指示する。

「庁 CO2 行動ルール」

【公用車等の効率的利用】

- ・霞が関界隈での移動は、徒歩又は共用自転車に努める。
- ・公用車の利用は、必要最小限とする。
- ・エコドライブを励行する。
- ・タクシーの相乗りを励行する。

【エネルギーの削減】

- ・業務に支障のない限り、昼休みには執務室を消灯する。
- ・人がいない事務スペースは消灯する。
- ・長時間の離席の際には、パソコンの蓋を閉じる、又は電源を切る。
- ・テレビの主電源オフを励行する。
- ・退庁時にコピー機等のOA機器の主電源をオフにする。
- ・2 上下階への移動は、極力階段を利用する。
- ・冬季を除き、様式トイレの便座ヒーター及び温水機能を停止する。
- ・給湯室等を利用する際は、湯・水の蛇口をこまめに閉める。

【用紙類の使用量の削減】

- ・両面印刷・コピーの徹底を図る。
- ・不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）の再使用の徹底を図る。
- ・情報の電子的共有によりペーパーレス化を図る。
- ・使用済用紙の裏紙使用を図る。
- ・使用済封筒の再使用等、封筒使用の合理化を図る。

【ワークライフバランスの推進】

- ・勤務時間外における会議等は極力実施しないよう努める。
- ・超過勤務を縮減するとともに、休暇の取得促進に努める。

【グリーン調達への推進】

- ・環境に配慮した物品等の調達を推進する。

【ごみの分別】

- ・不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して、分別回収する。

復興庁地球温暖化対策タスクフォースの設置について

1 目 的

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月閣議決定）に基づく「復興庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「復興庁実施計画」という。）について、推進・評価・点検を実施するため、復興庁地球温暖化対策実施計画タスクフォース（以下「TF」という。）を設置する。

2 構 成

TF 長	統括官
TF 員	参事官（総括班担当）
	参事官（予算・会計班担当）
	参事官（原子力災害復興班環境担当）
	岩手復興局次長
	宮城復興局次長
	福島復興局次長

3 所掌事務

本TFは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 復興庁実施計画の推進に関すること。
- (2) 復興庁実施計画の推進状況の評価・点検に関すること。
- (3) 復興庁実施計画の見直しに関すること。

4 構成員以外の者の参画

本TFは、必要に応じて、構成員以外の者に対し、本TFへの参画を求めることができる。

5 事務局

本TFの事務局は、原子力災害復興班環境担当において行う。総括班庶務担当及び予算・会計班会計担当は、これに協力する。